

令和3年1月15日

子どもルームご利用の保護者の皆様へ

千葉県こども未来局  
こども未来部健全育成課長

## 緊急事態宣言の発令に伴う子どもルームご利用の皆さまへのお願い

日頃より、本市こども未来行政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年1月7日に千葉県を含む首都圏1都3県に対して緊急事態宣言が再度発令されました。

つきましては、子どもルーム施設での感染発生を防止するために、各ご家庭での健康観察を徹底していただくようお願いいたします。

また、感染拡大防止のため、ご利用のお子さまが感染した場合や疑われる場合は、必ず学校及び子どもルームまでご連絡ください。

なお、本市では緊急事態宣言の発令に伴い「緊急事態宣言中の市民の皆様へのお願い」をお知らせしており、その中で千葉県での感染事例から職場やご家庭などでの注意すべき場面を参考までにお知らせしていますので、ご一読いただきたいと思います。

### 1 体調管理および健康観察

○体調管理にあたっては、学校で使用する健康観察カード（チェックシート）をご活用ください。

○発熱や風邪症状などの健康観察を徹底いただき、体調不良の際には無理せずにご利用を控えてください。

※利用時に発熱等の症状がある場合は利用をお断りさせていただきます。

※同居のご家族が体調不良である場合や濃厚接触者となるなどしてPCR検査を受検された場合についても、可能な範囲でご利用を控えてください。

### 2 お子さんの感染が判明もしくは感染が疑われる場合の対応

感染が判明した場合のほか、濃厚接触者に特定された場合やPCR検査を受診するなど感染が疑われる場合には、必ず学校及び子どもルームまで電話でご連絡ください。

※連絡が取れない場合には、以下の内容を健全育成課までメールでご連絡ください。

#### 【連絡をお願いする内容】

施設名

お子様の氏名

検査日

症状の有無（症状がある場合はその内容および発症日）

直近の最終利用日 ほか

※感染が判明した場合で、感染拡大予防の観点から必要と判断した際には、該当施設を利用するご家庭の保護者の皆さまへ、個人が特定されない形で情報提供をさせていただきます。ご承知おきください。

※同居のご家族の方の感染や濃厚接触者の特定された場合についても、可能な範囲でご連絡ください。

（次ページあり）

### 3 千葉市における感染事例のケース（参考）

本市発出の「緊急事態宣言中の市民の皆様へのお願い」における内容の中で、特に市内での感染事例をご確認いただき、同様のケースなどの感染リスクのある場面を回避するなどご注意ください。

<参考>「緊急事態宣言中の市民の皆様へのお願い（1月8日）」

**緊急事態宣言中の市民の皆様へのお願い** 令和3年1月

**外出自粛**  
✓ 外出は、生活や健康を維持するための必要なものだけに  
✓ 夜20時以降の外出は特に自粛を

**会食は**  
✓ 飲食店での多人数での会食は感染リスクが高いですが、ホームパーティーなど個人宅に集まっての会食も控えてください  
✓ 職場でのランチなどの時も要注意

**感染予防は**  
✓ 不確かな情報に惑わされず、落ち着いた行動を  
✓ 適切な感染予防対策（マスク、手洗いなど）と運動で、心身の健康維持を

**千葉市での感染事例 ～この様な場面と同様なケースにご注意ください～**

- 職場のケース (1)**  
体調が悪かったが、無理して出勤していたら職場の同僚にうつしてしまい、集団感染になってしまった。
- 職場のケース (2)**  
お昼の休憩時間にお昼を食べて、マスクをつけずに会話していたら、全員感染してしまった。
- 飲食店のケース**  
職場の仲間4人で飲みに行ったら、3人が陽性になってしまった。後から思えば感染対策の不十分なお店だった。
- ホームパーティーでのケース**  
同じ幼稚園に通うなかよし家族同士でホームパーティーを行ったら、感染してしまった。

### 4 休所・退所の期間外手続き

緊急事態宣言の発令に伴い、感染症拡大防止や保護者等の就労状況の変化も想定されることから、新型コロナウイルス感染症を理由とした休所・退所の期間外の手続きの受付を行うこととしました。（通常は前月10日までの休所・退所手続きが必要）

休所・退所を希望される方は、入所している子どもルームが所在する区子ども家庭課に「(様式第5号) 放課後児童健全育成事業利用変更届」を持参・郵送等で速やかに提出するようお願いいたします。

※同一年度内で休所可能な月数は、最長2か月に変更はありません。

(利用自粛を要請していた令和2年4・5月は休所月数としてカウントしません)

※令和3年1月の休所・退所手続きをこれから行おうとする場合、既に1月中に1日でも利用があれば手続きを行うことができません。

### 5 その他

施設職員や児童等に感染者が判明し、施設内で濃厚接触者が存在する場合などについては、関係機関と相談の上、臨時閉所する場合がありますのでご了承ください。

※現在感染拡大に伴い保健所の業務に大きな負荷がかかっており、濃厚接触者の調査に時間を要する場合も見られており、施設内での調査結果が出るまでの期間についても感染拡大防止の観点から臨時閉所とする場合がありますので、ご承知おきください。

#### <担当>

千葉市 こども未来局 こども未来部 健全育成課 子どもルーム運営班

電話 043-245-5177

メール [kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jp](mailto:kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jp)